

#### 第 4 1 号 議 案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 3 5 条の 2 第 6 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項）」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項）」に改め、「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。第 1 9 条の 2 第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第 1 5 条の 4 第 1 号中「1 0 0 分の 6 . 8 6 」を「1 0 0 分の 7 . 4

7」に改め、同条第2号中「3万5,400円」を「3万8,400円」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.02」を「100分の1.96」に、「100分の55」を「100分の54」に改め、同条第2号中「1万800円」を「1万1,100円」に、「100分の45」を「100分の46」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.53」を「100分の1.52」に改め、同条第2号中「1万4,700円」を「1万5,600円」に改める。

第19条の2第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項）」を「一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項）」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同号ア中「2万4,780円」を「2万6,880円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,770円」に改め、同号ウ中「1万290円」を「1万920円」に改め、同条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同号ア中「1万7,770円」を「1万9,200円」に改め、同号イ中「5,400円」を「5,550円」に改め、同号ウ中「7,

３５０円」を「７，８００円」に改め、同条第３号中「４８万円」を「４９万円」に改め、同号ア中「７，０８０円」を「７，６８０円」に改め、同号イ中「２，１６０円」を「２，２２０円」に改め、同号ウ中「２，９４０円」を「３，１２０円」に改める。

付 則

（ 施行期日 ）

１ この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

（ 経過措置 ）

２ この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第１５条第１項、第１５条の４、第１５条の１２、第１６条の４及び第１９条の２の規定は、平成２９年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２８年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（ 提案理由 ）

保険料率等を改定するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。